



平成 29 年 9 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 Nuts
代表者名 代表取締役社長 森田 浩章
(コード : 7612)
問合せ先 総務部長 尾崎 孝
(TEL. 03-3568-5020)

前受金の一部返金に関するお知らせ

当社は平成 29 年 1 月 27 日付「最低保証許諾料の会計処理に関するお知らせ」にてお知らせし、前受金として処理しておりました最低保証許諾料について一部返金することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 返金が生じた理由

当社は平成 28 年 12 月 20 日付「コンテンツ事業の進捗及び最低保証販売に関する覚書締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、Y 社と締結した覚書（以下、「旧覚書」といいます。）により最低保証許諾料として 16 億円（税抜）を平成 28 年 12 月 27 日に受領し、平成 29 年 1 月 27 日付「最低保証許諾料の会計処理に関するお知らせ」（以下、「当該お知らせ」といいます。）にてお知らせしたとおり、全額前受金として処理しております。

この前受金については、X 社が有しているコンテンツを使用した遊技機（以下、「本件遊技機」といいます。）を Y 社による販売実績に応じて、適切な勘定科目に計上するものであります。しかしながら、X 社との協議の中で、X 社が有するコンテンツの一部のアーティストについての使用許諾がおりなかったため（注）、Y 社との間で締結した旧覚書を平成 29 年 8 月 31 日付で解除し、同日に旧覚書の使用許諾可能アーティストを変更して新たに覚書を締結（以下、「新覚書」といいます。）いたしました。

（注）当社としては、当初の計画どおりのアーティストにて本件遊技機を Y 社が製造・販売するために、X 社および Y 社と再三協議を重ねてまいりましたが、この度、使用アーティストの変更をせざるを得ないと判断をいたしました。

この度の新覚書では、旧覚書にて設定した使用アーティストの変更及び追加のアーティストの許諾については X 社との許諾交渉中となっており、許諾がおり次第開示できる範囲でお知らせいたします。また、遊技機の販売市場の環境変化、「風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」が改正され、その改正規則が平成 30 年 2 月 1 日から施行されること等の事情を勘案し、両社で協議を重ねた結果、最低保証許諾料を減額しております。それに伴い、当該お知らせにてご報告いたしました、前受金の一部の 6 億円（税抜）を Y 社へ返金することとなりました。

なお、前受金の残額については、当該お知らせにてご報告いたしました内容と変わらず、Y 社による販売実績に応じて、適切な勘定科目に計上いたします。

2. 今後の見通し

当該返金に係る当社への業績の影響については現在精査中のため、判明次第速やかに開示いたします。

以上